

まごころ

=ともに生きる暮らしをめざして=
 特定非営利活動法人
 尾張地域福祉を考える会まごころ
 まごころ訪問介護事業所
 NPO法人まごころ児童デイサービス

活動内容と利用料変更のお知らせ 当会の活動内容と利用料の変更について

この度、会では2005年4月から次のように活動内容と利用料の変更をさせていただきました。これまで、助け合い活動は介護保険事業等からの補填で何とか賄ってきましたが、会の財政上これ以上の補填が出来なくなりました。さらに、担い手への活動料にも上乗せが必要な時代になり、大変心苦しい事ではあります。このままでは助け合い活動が困難になりますので先の理事会で決定させていただきました。そして、新しい取り組みも始めます。

①地域の皆さんへの広場開放

地域の皆さんが自由に集える場所作り

②知的児童デイサービスの開所日増

これまで、地域の中で行き交う機会を多くもてなかつた知的児童への支援。児童デイサービス事業はニーズがありながら、採算がとれない上に大変難しい療育を行う事業であるため、デイサービスの場所が少ないのが実情です。

児童がこれから社会生活自立に欠かすことが出来ない場所作りを行っています。その他の変更は次の通りです。

【助け合い活動のミニデイサービス】

現在	4月から
開所日 毎週火曜日	毎週火曜日
毎週木曜日	月2回木曜日
利用料 1日1000円	1日1500円
送迎料 片道250円	片道350円

【有償の在宅サービス】

現在	4月から
利用料 1時間 800円	1時間 1000円
交通費 ワーカー自宅～利用者宅 距離×25円	事務所～利用者宅 距離×25円

【支援費児童デイサービス】

現在	4月から
開所日 月、水、金、土 週4日間	月、水、木、金、土 週5日間

《ヘルパー研修》 一宮市現任介護職員研修

講師：日本福祉大学福祉総合研修センター 廣瀬玲子さん

◆介護職員の記録の技術について

この程、介護職員の更なるスキルアップを目的に一宮市で研修会が開催されました。介護職に記録はつきものです。記録することにより、利用者の変化や情報を伝達、よりよい介護につなげていくという重要なものです。研修で出された事例が左記です。

参考に自身の記録の仕方と比べてみて下さい。

悪い例：「今日は散歩を嫌がった。だから、食欲も余りなかった。」

問題点：今日も散歩を嫌がった、食欲も余りなかった、という2個の情報を無理やりにくつづけている。また「余りなかった」という「余り」という副詞のため、具体的な食事量が判らない。

よい例：訪問した当初から体調不全で今日の散歩は見合わせたいと訴えがある。顔色は変わりなく特に苦痛はないとのこと。昼食はうどんと普段の半量を摂取するのみで、食べたくないと訴えがある。腹痛なし。念のため体温測定をしたが36.2℃であった。

悪い例：「暖かいので散歩に出ました。少し汗をかいていました。食欲もありました」

問題点：これだと、散歩をしたことで汗をかき食欲が出た様に読み取れます。散歩の前に汗をかいていたら受け取り方は随分変わります。

よい例：日中、暖かいので散歩に出たところ少し汗ばんだ。適度な運動が効いた為か食欲も旺盛なご様子です。

以上のように、記録は何の為に書くのか意味を理解すること／事実を正確に、客観的に、読みやすく判かりやすく書く／具体的な情報を盛り込む／介護記録は公式文書／「いつもの時間」というようにわかっているつもりの文章は命取り／主語・述語の関係を正確に用語の統一／時間の経過がポイント／観察力／他者の記録を読むこと／情報を伝えるという意識を持って書く。いかがでしたでしょうか。

今年度も最後の月になりました。二〇〇五年度も引き続き会員登録を下さいますようお願い申し上げます。

新しく始めます／自由に集う場所作り(4月から) 「まごころふれあい広場」をご利用ください

◆利用曜日 毎週月曜日と木曜日の午前10時～12時まで

- ・月曜日 中高年のピアノ教室（第1と第3）
中高年にやさしい体操教室（第2と第4）
- ・木曜日 誰でも自由に集ってください



例えば、お友達同士のおしゃべりの場としてマージャンを楽しむ場としてなど

◆利用費用 1回100円（年齢・時間に関係なく誰でも一人1回） 但し、月曜日の教室には先生への謝礼が少し必要です。

また、マージャンやピアノなど備品利用にはプラス200円が必要です。

◆申し込み 「まごころ」事務所まで ☎ 73-8707（担当・野田）



地域のみなさんの輪を お子さんから高齢者まで小さな輪から大きな輪へ

児童デイサービス・4月から木曜日が増えます

介護保険制度では、その時間をヘルパーが一回毎に記録することが必要とされていますが、歯科治療や複数の科にかかる以外、今の診察時間を考えれば、その時間帯が、介護保険が使える使いないの有無を論じたり、ヘルパーが時間を見て記録するという繁雑なことをする必要性があまりないよう感じられます。

しかし、家から病院、院内介助、そして帰宅までの一連の行為すべての時間が介護保険で認められるのではありません。介護保険で認められない時間とは、医療の分野である診察時間や点滴や検査時間等なのです。

通院介助は最もポピュラーに受けられるサ

ビスのひとつです。